第13号様式（第12条関係）

環境配慮書

年　　月　　日

　　　（宛先）白井市長

事業者　住所

氏名

電話番号　　　　　（　　）

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

　　白井市まちづくり条例第31条の規定により、環境配慮書を提出します。

　　◎記載上の注意：　以下の事項について、行う場合は「○」を、行わない場合は「×」を、該当しない場合は「－」をチェック欄に記入し、記述欄に内容（「○」の場合は具体的に実施内容、「×」の場合は実施しない理由、「－」の場合は該当しない理由）を記入してください。

　１　開発事業関係

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 豊かな自然と人が共生するまち |
| 環境配慮項目 | 公園・緑地　「まちのみどりの保全・創出」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　緑化及び防災を考慮した生垣整備及び緩衝緑地機能に配慮します。 |  |  | 都市計画課　□ |
| ②　緑化重点地区（冨士・白井地区）におけるオープンスペースや緑の確保（公園、緑地、広場、ポケットパーク）に努めます。 |  |  | 都市計画課　□ |
| ③　緑化の際にはみどりの多面的機能の発揮に配慮します。 |  |  | 都市計画課　□環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 豊かな自然と人が共生するまち |
| 環境配慮項目 | 森林・水辺・動植物　「里山環境の保全」「生物多様性の保全」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　薬品の使用に際しては、使用量の適正化・減量化等により、生態系への影響防止や環境汚染の防止に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　連続した水辺や樹林地などの自然環境の分断を避けるように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　野生動植物の生息・生育場所の保全に配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　居住者等に対して、農作業の一環として害虫予防のため薬剤を散布することや肥培管理のため施肥をすることを説明し、理解を得るよう努めます。 |  |  | 産業振興課　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 大気汚染　「健康・快適な環境の保全」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　大気汚染物質の排出量が少ない設備の導入について検討します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　事業活動に伴う粉じんが周囲に飛散しないよう適正に管理します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　有機溶剤を取り扱う工場・事業場、建築工事等における塗装作業などにおいては、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の放出抑制のため、保管容器の蓋閉めの徹底や、低ＶＯＣ製品の採用に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　ごみの野焼きはしません。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑤　担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 騒音　「健康・快適な環境の保全」　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　騒音発生源の設備や機器を導入する際は、低騒音型機器の設備や機器の導入に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　騒音発生源の設備や機器を導入する際は、近隣の住宅街、学校、病院等に接している場所に設置しないよう十分配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　駐車場の設置に当たっては、周辺に及ぼす騒音の影響が最小限となるよう位置や構造等に配慮します。 |  |  | 環境課　　　□　 |
| ④　駐車場内等において、車両の不必要なクラクションや空ぶかしを禁止します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑤　運送車両への過積載をしません。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑥　担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 振動　「健康・快適な環境の保全」　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　振動発生源の設備や機器を導入する際は、低振動型機器の設備や機器の導入に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　振動発生源の設備や機器を導入する際は、近隣の住宅街、学校、病院等に接している場所に設置しないよう十分配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 悪臭　「健康・快適な環境の保全」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　設備の適正な運転や使用による周辺地域への悪臭の防止に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定、適正な維持管理を行います。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 有害化学物質　「健康・快適な環境の保全」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ➀　特定有害化学物質は、土壌汚染、地下水汚染のないよう適正使用・適正管理・適正処理を徹底します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 水質　「健康・快適な環境の保全」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　事業排水、生活排水から河川や水路の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備区域では公共下水道に接続します。 |  |  | 上下水道課　□ |
| ②　事業活動に伴って水質汚濁物質が発生しないよう、排水処理施設の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　排水処理施設は、適正に維持管理します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　雨水浸透桝の設置や透水性舗装などにより雨水の地下浸透に努めます。 |  |  | 環境課　　　□道路課　　　□ |
| ⑤　担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 光害　「健康・快適な環境の保全」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　屋外照明や広告塔照明の設置に当たっては、住宅街、学校、病院などに影響しないよう十分配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　屋外照明や広告塔照明の設置に当たっては、野生植物の生態系や農作物などに影響しないよう十分配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 交通対策　「健康・快適な環境の保全」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　駐車場等の出入り口は、原則として生活道路に面する場所には設置しないよう努めます。 |  |  | 市民活動支援課□ |
| ②　駐車場等の出入り口は、交差点から５ｍ以上の距離を確保するように努めます。 |  |  | 道路課　　　□ |
| ③　駐車場等の出入り口は安全を確保するため見通しを良くするとともに停止線、カーブミラー、照明等の交通安全施設を設置するよう努めます。 |  |  | 市民活動支援課□道路課　　 □ |
| ④　駐車場等の出入り口には、歩行者と車両の事故を防止するため誘導員を配置するよう努めます。 |  |  | 市民活動支援課□学校政策課　□ |
| ⑤　必要に応じて、敷地内に駐車待ちスペース等を確保します。 |  |  | 都市計画課　□ |
| ⑥　来客の車両が迂回のため、生活道路を通過することがないよう必要な箇所に案内標示を設置するなど、適切な誘導をするための対策を実施します。 |  |  | 道路課　　　□ |
| ⑦　施設の利用等に見合った適正規模の駐車場を確保することにより、周辺地域や沿道での交通渋滞の軽減に努めます。 |  |  | 都市計画課　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち |
| 環境配慮項目 | 廃棄物・リサイクル　「ごみ減量の推進」「ごみの資源化の推進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　再生資源を利用した製品、原材料などの使用に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　廃棄物の再生利用を行うことによる廃棄物の減量化に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ➂　事業活動から発生する生ごみの堆肥化等に努め、ごみの減量化を推進します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ➃　事業活動等に伴って生じた廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑤　トレイやペットボトル等の資源回収ボックスの設置に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑥　自動販売機を設置する際は、空き缶などの回収ボックスの設置に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑦　商業施設等における廃棄物の保管施設の設置については、種類別に分別し飛散又は流出しないよう適切な保管に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑧　共同住宅又は宅地開発等における集積所の設置については、開発事業指導基準第21条の規定による基準を遵守します。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | エネルギー　「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　節水型機器を導入するなど節水に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　雨水排水をトイレ洗浄水などの雑用水として利用できるよう努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | エネルギー　「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ➀　省エネ法や温暖化対策法を順守します。 | 　 |  | 環境課　　　□ |
| ➁　空調の温度管理を行うなど省エネルギーを推進します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ➂　省エネルギー型機器の導入に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ➃　建物の断熱構造化等による省エネルギー化に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑤　太陽熱温水器などのクリーンエネルギーの導入に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑥　ＥＳＣＯ事業の活用やコージェネレーションシステム（エネルギー効率の優れた発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム）等省エネルギー設備・機器の導入に努めます。　※ＥＳＣＯ事業：省エネ改修等により顧客の光熱水費等の経費を削減し、削減実績の一部を報酬として受け取る事業。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑦　太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討します。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 脱炭素　「交通対策による脱炭素化」「脱炭素型まちづくりの推進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ➀　自動車の使用に際しては、次世代自動車の使用に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　建築物の新築・改修時は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を遵守し、環境認証制度の取得に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　建築物の新築・改修時は、ZEB化の導入を検討します。 |  |  | 環境課　　　□ |

２　工事期間関係

　共通事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| 　工事に際し、近隣住民等から苦情等があった場合は、市と協議のうえ、原因を究明し、対策を講じます。また、当該近隣住民等に対策等を説明し、理解を得るよう努めます。 |  |  | 関係各課　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 大気汚染　「健康・快適な環境の保全」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　工事用車両による周辺への大気汚染の影響を低減するため、運行経路、運行時間などを配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　工事用車両による土砂運搬等からの粉じん発生の防止に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　工事中の粉じんの発生を防止するため、工事現場内及び工事用道路には必要に応じ、散水や粉じん防止用のシートを設置するなど、適切な措置を講じます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　解体については、使用建材（アスベスト等）に留意し、適切な措置を講じます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑤　工事で使用する車両等は次世代自動車の使用に努めるとともに、搬送車両の適切な使用に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑥　工事で使用する重機については、低燃費化、低公害化に努めるとともに、重機使用の適正化や効率化に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 騒音・振動　「健康・快適な環境の保全」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　工事用車両による周辺への騒音・振動の影響を軽減するため、運行経路、運行時間などに配慮します。 |  | 　　　 | 環境課　　　□ |
| ②　工事の際、低騒音、低振動型の建設機材及び工法を採用するなど、騒音や振動の低減に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　必要な場合は、工事区域に鋼板製の仮囲いを設置するなどの騒音対策を講じます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 悪臭　「健康・快適な環境の保全」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　防水工事や塗料噴き付け工事など、悪臭の発生が予想される場合は、適切な工事手法を採用するなど、その低減に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 水質　「健康・快適な環境の保全」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ➀　工事中は、工事に伴う土壌汚染を発生させないよう、適切な工法で行います。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　工事現場において、土質ボーリング調査を行うなど、地盤沈下を生じないよう適切な工法により行います。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ➂　掘削工事の施工に当たっては、地下水位を低下させないよう努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ➃　地下水を工事に使用する際は、節水に努めるとともに、節水型工法の採用に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ➄　工事区域内からの排水は、道路の側溝等に流出しないよう水槽等を設け、バキュームで汲み取り、適正に処理します。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 交通対策　「健康・快適な環境の保全」　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　工事の着工に先立ち、交通管理者の所轄警察署と十分な協議を行い、その指導に従います。 |  |  | 市民活動支援課□ |
| ②　工事車両の搬出搬入口及び誘導路付近における安全確保のため、交通整理員を配置して、歩行者等の安全を確保するとともに周辺において交通渋滞等を起こさないよう適切な誘導を行います。 |  |  | 市民活動支援課□ |
| ③　通学時間帯の車両運行には十分気をつけます。　登校時間　　：　 ～　 ：　下校時間　　：　 ～　 ： |  |  | 学校政策課　□ |
| ④　工事関係車両は、周辺道路への迷惑駐車・違法駐車を行いません。 |  |  | 市民活動支援課□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 環境配慮項目 | 作業日時　「健康・快適な環境の保全」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　作業時間を決定する際は、当該工事が周辺環境（住宅街、学校、病院等）に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、近隣住民等の理解を得て作業を行うよう努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　日曜、祝日は作業を行わないよう努めます。なお、止むを得ず作業を実施する場合は近隣住民等の理解を得るよう努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち |
| 環境配慮項目 | 廃棄物・リサイクル　「ごみ減量の推進」「ごみの資源化の推進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　建築物等の解体に際しては、解体材の資源化と有効利用に努め、建築廃材の減量化に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　工事に伴う造成残土の処分を適正に行います。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　工事に伴うコンクリートやアスファルトの処分に際しては、舗装路材や建築資材等として再資源化に努めるなど、建築資材等の有効利用を図ります。 |  |  | 環境課　　　□ |

３　太陽光発電施設設置事業関係

共通事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、適正に事業を行うようにします。 |  |  | 関係各課　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 適正な土地の選定　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地及び周辺環境の調査を行うように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺環境との調和などに配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　土地の選定に当たっては、反射光等による近隣住民の住環境への影響がないように考慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 地域との関係構築　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　事業計画作成の初期段階から市や近隣住民の意見を聴き適正なコミュニケーションを図ります。 |  |  | 環境課　　　□ |
| 1. 近隣住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応をとるように努めます。
 |  |  | 環境課　　　□ |
| 1. 事業の概要や環境への影響等について、近隣住民へ事業について理解を得られるように努めます。
 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　近隣住民への説明に当たっては、説明及び周知の範囲並びに説明方法について市と調整を行うように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑤　近隣住民から要望があった場合は、説明会を開催するように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑥　近隣住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応するようにします。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑦　近隣住民との間で、対象設備の設置、維持管理及び事業終了後の撤去について約束した内容について明確にするため、文書の作成を求められた場合は、社会通念上相当な範囲において明文化し必要に応じて合意書、協定書等の締結等をするように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 適正な土地開発及び発電設備の設計・施工　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地開発及び発電設備の設計・施工を行うように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　土地や地域の状況に応じた防災、環境保全のための適正な土地開発及び発電設備の設計・施工を行うように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、周辺に影響がないよう設置工事に伴う資材や廃棄物等を適正に処理するように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 周辺環境への配慮　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が近隣住民や周辺環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずるようにします。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　太陽光パネルが防眩処理のされたものであるか確認し、季節や時間帯によって、反射光の影響が及ぶ範囲が変わることに留意します。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　太陽光パネルからの反射光が周辺環境を害することがないよう、太陽光パネルを周囲と調和したできる限り目立たない色彩とする等、適正な措置を講ずるようにします。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ④　発電設備の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑤　防災、環境保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合や近隣住民から要望、苦情、懸念があった場合、適正な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ⑥　事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤、その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮します。　　発電施設の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、薬剤の使用について周知に努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 標識の掲示　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| 1. 工事開始後速やかに、発電設備の外部から見えやすい場所に、設備名称、所在地、発電能力、発電事業者名、保守点検責任者名、連絡先などを記載した標識を掲示するようにします。
 |  |  | 環境課　　　□ |
| 1. 標識の設置に当たっては、風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適正な材料を使用するように努めます。
 |  |  | 環境課　　　□ |
| 1. 標識の設置に当たっては、強風等で標識が外れないように設置するように努めます。
 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 構内への立入防止措置　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　施設内に人が立ち入ることがないよう、施設の周囲への塀柵の設置等、適正な措置を講じるようにします。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　塀柵の設置に当たり、極力目立たない色とするほか、緑化等により周囲の景観に溶け込むよう配慮します。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 非常時の対応　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　落雷や地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発　生した場合、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれが　ないことを確認するように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した　場合は、市や近隣住民へ速やかに連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じ　るように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本目標 | 安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち |
| 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち |
| 環境配慮項目 | 事業終了時の適正な撤去・廃棄　「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」 |
| 配慮事項 | チェック欄 | 記述欄 | 担当課 |
| ①　事業終了後は、そのまま放置せず、可能な限り速やかな撤去と適正な処理を行います。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ②　事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイク ル等　の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、責任をもって適正に処理をするように　努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |
| ③　事業終了後の設備の撤去等について、市や近隣住民と合意した事項がある場合は、当該事項に従い責任をもって対応するように努めます。 |  |  | 環境課　　　□ |